

札幌市請負工事成績評定及び通知公表要領 新旧対照表		
改定後	改定前	備考
札幌市請負工事成績評定及び通知公表要領 (評定及び通知の対象工事) 第2条 当初設計金額が500万円を超える工事とする。 (評定結果の公表) 第10条 第6条により評定の結果を通知したときは、札幌市工事管理室ホームページにおいて、別記様式6の内容を一覧表として、公表するものとする。 2 前項の公表期間は、公表した日の翌日から起算して5年が経過する日までとする。 3 第7条の規定により評定を修正した場合は、本条第1項の規定を準用する。 4 第8条の規定により受注者が提出した書面及び本市が回答した別記様式8については、本条第1項の規定を準用する。 附 則 この要領は、令和8年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、令和8年8月1日から施行する。	札幌市請負工事成績評定及び通知公表要領 (評定及び通知の対象工事) 第2条 設計金額が500万円を超える工事とする。 (評定結果の公表) 第10条 第6条により評定の結果を通知したときは、札幌市工事管理室ホームページにおいて、別記様式6の内容を一覧表として、公表するものとする。なお、市政刊行物コーナー（行政情報課内）の閲覧場所にて紙面による公表も併用できるものとする。 2 前項の公表期間は、公表した日の翌日から起算して5年が経過する日までとする。 3 第7条の規定により評定を修正した場合は、本条第1項の規定を準用する。 4 第8条の規定により受注者が提出した書面及び本市が回答した別記様式8については、本条第1項の規定を準用する。 附 則 この要領は、令和8年4月1日から施行する。	文言追加 文言削除 追記